

第 4 編 災害復旧・復興計画

第1章 公共施設の災害復旧

[各課]

1 災害復旧事業計画

災害により被災した公共施設の災害復旧は、早期復旧を目標に、おおむね次に掲げる事業について実施を図る。

公共施設の災害復旧事業計画は、次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川公共土木施設復旧事業計画
- イ 海岸公共土木施設復旧事業計画
- ウ 砂防設備復旧事業計画
- エ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- オ 地すべり防止施設復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
- キ 道路公共土木施設復旧事業計画
- ク 港湾公共土木施設復旧事業計画
- ケ 漁港公共土木施設復旧事業計画
- コ 下水道施設復旧事業計画

(2) 農林水産施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 水道施設災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

(8) 学校教育施設災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) 文化財災害復旧事業計画

(11) その他の災害復旧事業計画

※上記に掲げるもののうち、本町に該当する事業計画を作成する。

2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定促進措置

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、町において、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

(1) 激甚災害の調査

町は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

(2) 特別財政援助の交付（申請）手続き

町は、激甚災害の指定を受けた時は、県が事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法律に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きが行えるよう、速やかに関係調書を作成し、県に提出するものとする。

3 緊急災害査定促進

災害が発生した場合は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を調整して災害査定の迅速な実施がなされるよう所要の措置を講じ、復旧事業が迅速に行われるよう努める。

4 緊急融資の確保

災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、起債について所要の措置を講じるなど災害復旧事業の早期実施を図る。

町単独事業については、特にその復旧方法等を十分に検討し、合理的な計画を樹立し、必要最小限度の財政措置に努め、極力財政負担の軽減を図る。

なお、災害に対する国の財政措置は次のとおりである。

(1) 国庫補助及び国の財政措置

ア 公共土木施設災害復旧

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの

イ 農林水産施設災害復旧

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律によるもの

ウ 公立学校施設災害復旧

公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの

エ 公営住宅の建設

公営住宅法によるもの

オ 都市施設災害復旧

都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針によるもの

(2) 地方債に基づく措置

(3) 地方交付税に基づく措置

(4) 激甚災害時の特別財政措置

第2章 民有施設の災害復旧

[総務政策課、住民福祉課、産業振興課、税務課、日高広域消防事務組合消防本部]

被災した民有施設の早期復旧を図るため、必要な復旧資金、復旧資材等の確保、復旧計画の樹立又は実施等についてあっせん及び指導を行い、或いは必要に応じて資金の融資に伴う金利助成の措置等を講じるとともに、罹災者に対する住宅対策としての公営住宅の建設、生業資金のあっせん及び職業のあっせん等、罹災者の生活確保の措置を講じて、民生の安定、社会経済活動の早期回復に努める。

1 住宅金融支援機構のあっせん

町は、県と協力・連携し、住宅金融支援機構が住宅金融支援機構法に基づき行う被災者向け低利融資の制度適用が該当する住民に対し、当該資金融資が迅速かつ円滑に行われるよう借入手続の指導を行う。

2 農林業制度金融の確保

災害により損失を受けた農林業者（以下「被害農林業者」という。）又は農林業者の組織する団体（以下「被害組織」という。）に対し、経営等に必要な資金及び災害復旧資金の融通並びに既往貸付制度の延長措置等について指導、あっせんを行うとともに天災による被害農林業漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。）に基づく利子補給及び損失補償を行い、農林業の生産力の維持及び増進と経営の安定を図るものとし、このため次の措置を講じる。

- (1) 農業協同組合が被害農林業者又は被害組合員に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あっせん
- (2) 被害農林業者又は被害組合員に対する天災融資法による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- (3) 被害農林業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金のあっせん及び既往貸付期限の延期措置

3 中小企業融資の確保

被災した中小企業者の施設復旧に要する資金並びに事業資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるよう町は、県及び関係機関に対し、次の措置を講じる。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫等の政府系中小企業金融機関に対し「災害特別融資枠」の設定を促進するため、関係機関に要請を行う。
- (2) 地元一般銀行その他金融機関に対し、中小企業向融資の特別配慮を要請し、協力を求める。
- (3) 中小企業の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受けるよう必要な措置を講じる。

4 罹災者の恒久的生活確保

罹災者の住居並びに職業を確保し、被害を受けた住民が再起更生できるよう租税の徴収猶予及び減免措置等により生活の安定を図るため次の措置を講じる。

(1) 災害公営住宅の建設

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号のいずれかに該当する場合に、低所得者被災世帯のため国庫から補助(割当)を受けて県又は町が建設する。

入居条件については公営住宅法による。

【建設要件】(公営住宅法第8条第1項)

ア 災害(火災を除く)により、住宅が滅失した場合で、その滅失戸数が被災地全域で500戸以上のとき又は町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき、若しくは滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の10%以上のとき。

イ 火災により住宅が滅失した場合(同一期に同一場所で発生したとき)で、その滅失戸数が、被災地全域で200戸以上のとき又は滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の10%以上のとき。

(2) 職業あっせん指導

罹災者が災害のため収入の途を失い、他に就職する必要が生じた場合には、県及び関係機関と協力して、その実情に応じ通勤可能な地域において適職求人の開拓を行い、更に広域職業紹介により、就職のあっせんを行う。

(3) 生活保護

罹災者の恒久的生活確保の一環として、おおむね次の措置を講じる。

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護の要件を具備した罹災者に対しては、その困窮の程度に応じ最低生活を保護する。

イ 被保護世帯が災害のため、家屋の補修等住宅の維持を必要とする場合で、災害救助法の適用がない場合、和歌山県地域防災計画に準じて家屋補修費の支給を行う。

(4) 租税の徴収猶予及び減免

町は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対して、地方税法による緩和措置として事態に応じ納期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。

(5) 災害救護資金等の貸付け

災害により被害を受けた生活困窮者に対し、以下の生業資金を貸付けることにより生活の安定を図る。

ア 災害救助法による生業資金

イ 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金の貸与

ウ 生活福祉資金(住宅資金、災害援護資金)の貸与

エ 母子・寡婦福祉資金の緊急貸し付け

オ 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金の支給

5 罹災証明の発行

基本計画編（2－172頁）に準ずる。

第3章 復興計画

[各課]

被災地の復興は、被災者の生活再建、事業活動の安定、公共施設の復興等により災害に強い、より安全なまちづくりを目指す。

1 災害復興方針の策定

学識経験者、町議会議員、町民代表及び行政関係職員によって構成する災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を町民に公表する。

2 災害復興計画の策定

災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。この計画では、集落復興に関する計画、住宅復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

3 災害復興事業の実施

県及び関係機関・団体並びに町民・事業所と協力して、災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。なお、事業の計画的な推進のため、必要に応じて町役場内に復興本部等を設置する。

4 災害復興計画の事前策定

南海トラフ巨大地震の津波等による災害については、上記1～3の検討の基礎となる災害復興計画を事前に策定し、別に定める。